

令和7年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ Q & A

項目番号	質問内容	回答
受講要件について		
1	受講者要件の「管理監督的立場の看護職員」とは、看護師長等の役職の者でなくてはならないか。	師長級以上の職員又は病院等の認知症ケアの改善に向けた取組の企画等を担当している職員が対象となります。 別紙2から3のカリキュラムにて研修内容を御確認の上、お申込みください。
2	研修対象者の要件のうち、(1) 又は (2) のどちらかを満たしていれば申込可能か。	受講者要件は、(1) (2) の両方を満たさなければ申込みできません。
3	他の団体等が実施した認知症ケアに関する研修を修了しているが、申込可能か。	平成28年度以降、 <u>東京都又は東京都健康長寿医療センターが実施した「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ」を修了した方が申込可能です。これ以外の研修については受講対象外となります。</u> 研修の修了者には、 <u>都知事名の修了証書</u> が交付されています。お申込みの際は、右上に記載された研修修了証書番号を記載してください。
4	以前東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲを受講したことがあるが、再度受講することは可能か。	既に東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲを修了された方は <u>受講対象外</u> となります。
その他		
5	今後の研修の開催予定を知りたい。	次年度以降の開催については、現時点では未定です。決定後、東京都のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等でお知らせします。